



巻 頭 言

除草剤委託試験の意味

財団法人 日本植物調節剤研究協会 会長 千坂 英雄

除草剤の適用性評価、使用基準策定の作業は 企業→植調協会→公的研究機関等と流れる委託試験を土台にした一連のしくみで行われている。これは2,4-D以来の除草剤の技術開発における産と官との連携、共同作業の一つの形であり、これによって除草剤利用技術は着実に発展し除草の省力化・効率化に多大の貢献を果たしてきた。雑草防除、除草剤に直接関わっている研究技術者の方々には委託試験のこうした意義を理解して頂いているが、行政、研究調整、他の研究領域の方々には必ずしもそうは受けとめられていないフシがある。委託試験という言葉の語感から、試験を引き受ける側には頼まれて試験をやってあげるといふ響きが伴い、そのためか「頼まれ仕事をやる余裕があるのなら、その力を研究機関の本来の仕事に振り向けるべき」という言い方が説得力を持って存在している。委託試験の中味にはいろいろあるから一概には言えないにしても、果たしてそうだろうか。

技術は多くの場合、品種、機械、農薬、肥料、その他もろもろの資材、施設といったモノと結びついて存在している。モノの開発は品種は別として企業の側の仕事になっている。そして、研究機関本来の仕事、それはとうぜん技術開発を目指しているのだから、モノの開発と切り離されたところで「本来の仕事」をやっているとしても現実の技術はできあがらない。つまり、技術開発において、産と官との連携協力は必須のことであり、その具体的なしくみの一つが委託試験なのであって、研究機関の本来の仕事でないものを頼まれてやってあげているという性格のものではない。確かに水稲作などの場合、除草剤利用技術は成熟の段階に達し、人力による除草を除草剤に置き換える時代から除草剤を除草剤で置き換える時代となって、技術開発に対するハングリーさはかつてに比べ格段に希薄になっている。しかし、更なる効率化、低コスト化、

また除草剤依存度を一層強めるであろう直播、不耕起など新しい栽培体系への対応、畦畔・農道の抑草、除草剤抵抗性雑草への対策、さらには環境負荷軽減等々、将来を見据え産・官が連携協力して取り組むべき課題は多々ある。

現在、直播栽培の技術開発に公的研究機関が精力的に取り組んでいる。苗立ち、倒伏と並んで雑草防除が主要な課題であるが、最近、生育の進んだノビエに有効な除草剤が出現してずいぶん考えやすくなった。直播栽培の開発に関わっている研究技術者にとって誠に僥倖であったというほかない。それは、この剤の開発企業が最初から直播用をねらって開発に取り組んだのではおそくないからである。直播栽培はマーケットとして再生産が期待できるほどの大きさを持つておらず、将来的にもすこぶる不透明であることを考えれば当然である。ノビエに選択殺草性のある剤を開発していて、それがたまたま結果として直播にも使えるようになったということに過ぎない。この剤の出現で直播の除草技術が完成したわけではなく、また直播に限らず新たな特性を持った剤の開発が求められる場面は多い。これを企業にのみ期待し、後は僥倖を待つのでは技術開発はなかなか完成しないだろう。国・県の研究機関が剤と結びつく技術開発を自らの問題として取り組み、企業をも巻き込んでいく能動的な姿勢が必要である。

除草剤委託試験には、農薬登録に必要なデータを作るといふ側面があるので、すべてが革新性を持った剤とは限らない。また、それぞれの研究機関にも研究の重点・方針があろうから、委託試験で引き受ける剤に取捨選択があっている。ただ、大局として見たときに、委託試験が産・官の各セクターが共同して新しい技術を作り上げるその仕組みの重要な一部を担っていることを公的研究機関の方々に理解して頂きたいと願っている。